

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

天理市長 並河 健

天理市規則第49号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第2項中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。